# 9 その他 ~ 公害苦情の状況

## 1 公害苦情の処理体制

本市では、公害紛争処理法(昭和 45 年法律第 108 号)第 49 条第 1 項に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」(昭和 52 年制定)により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

### 2 処理期間 : 令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月

### 3 公害苦情の概況

#### 苦情件数

令和4年度の公害苦情の申立件数は 111 件で、前年度(70 件)に比べて、41 件 増加しました。

#### 公害種類別の内訳

令和4年度の公害種類別の内訳及び過去 10年間の種類別苦情件数の推移は、図-1のとおりです。

苦情件数が多い順に、大気汚染 45 件(約 41%)、悪臭 29 件(約 26%)、騒音 25 件(約 22%)、水質汚濁 10 件(約 9 %)、振動 1 件(約 1 %)、その他 1 件(約 1 %)となりました。

なお、令和3年度の全国集計結果(公害等調整委員会の報告)によれば、公害苦情は約7万件が報告されており、うち典型7公害が約5万1千件(約70%)を占め、その内訳は騒音約37%、大気汚染約28%、悪臭約20%、水質汚濁約10%、振動約5%、土壌汚染等約0.4%となっています。

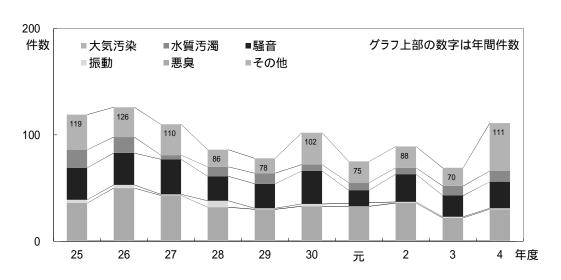


図 - 1 過去 10 年間の種類別苦情件数